

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人福岡教育大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人福岡教育大学役員給与規程により、期末特別手当において、学長は、各役員の在職期間における職務実績等に応じ、期末特別手当の額を、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

期末特別手当の支給割合の改正

6月期の支給割合を、1.45月から1.4月へ改正。12月期の支給割合を1.5月から1.55月へ改正を行った。(年間の支給月数は変更なし)

理事

法人の長と同様の改定を行った。

理事(非常勤)

該当なし

監事

該当なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,109	千円 11,868	千円 4,230	千円 10 (通勤手当)			
A理事	千円 10,935	千円 7,688	千円 3,096	千円 150 (通勤手当)		2月19日	
B理事	千円 10,917	千円 7,688	千円 3,096	千円 132 (通勤手当)		2月19日	
C理事	千円 10,901	千円 7,688	千円 3,096	千円 115 (通勤手当)		2月19日	
D理事	千円 1,015	千円 999	千円 0	千円 15 (通勤手当)	2月20日		
E理事	千円 1,059	千円 999	千円 0	千円 0 (通勤手当) 59 (広域異動手当)	2月20日		◇
F理事	千円 1,065	千円 999	千円 0	千円 65 (通勤手当)	2月20日		

A監事 (非常勤)	千円 1,179	千円 1,140	千円 0	千円 39 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,206	千円 1,140	千円 0	千円 66 (通勤手当)			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「広域異動手当」とは、異動前後の勤務箇所間の距離が60km以上である場合等に支給しているものである。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後、独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当なし	
理事	千円 2,172	年 2	月 0	2月19日	1.0	「業績勘案率」の欄は、当法人の役員退職手当規程に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績等を評価して乗ずることとしている係数である業績評価率を記載した。	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

運営費交付金により、人員定数及び調整係数等を勘案した人件費を算出し、その範囲内で執行した。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を参考にして、本学の財政状況等を考慮し、社会一般情勢に適合したものとなるように決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、現に受けている俸給についての昇給、昇格及び6月、12月に支給する賞与における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	夏期及び冬期の賞与について、それぞれ6月間の勤務成績によって支給割合を決定し、賞与の増減を行っている。
昇給	1月1日に実施。数段階の昇給区分を設定し、1年間の勤務実績に応じて上位の号俸に昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好であり、かつ国家公務員の給与法を準拠した基準を満たすもので、職務能力が適当と認められる者については、上位の職務の級に昇格させることができる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

(1) 期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率の改正

国家公務員の期末手当の支給割合等が改定されたことに準拠し、本学も同様に6月期と12月期の支給割合と成績率を改正。(年間の支給月数は変更なし)

(2) 43歳に満たない職員の昇給の回復

給与法等において、平成23年4月1日における号俸の調整について改正がされたことに準拠し、本法人も同様に該当者を1号俸上位に調整した。

(3) 栄養教諭の配置に伴う改正

附属学校に栄養教諭を配置することに伴い、本法人の教育職(二)(旧教(三))に栄養教諭の職名を追加した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 352	歳 44.5	千円 7,196	千円 5,383	千円 117	千円 1,813
事務・技術	人 83	歳 40.6	千円 5,243	千円 3,965	千円 144	千円 1,278
教育職種 (大学教員)	人 172	歳 47.6	千円 8,246	千円 6,080	千円 110	千円 2,166
技能・労務職種	人 4	歳 54.8	千円 5,085	千円 3,839	千円 162	千円 1,246
教育職種(附属義務 教育学校教員)	人 92	歳 41.7	千円 7,059	千円 5,405	千円 101	千円 1,654
教育職種(外国人教師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 6	歳 54.7	千円 3,448	千円 2,638	千円 46	千円 810
事務・技術	人 6	歳 54.7	千円 3,448	千円 2,638	千円 46	千円 810

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:常勤職員の医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため表の記載を省略した。

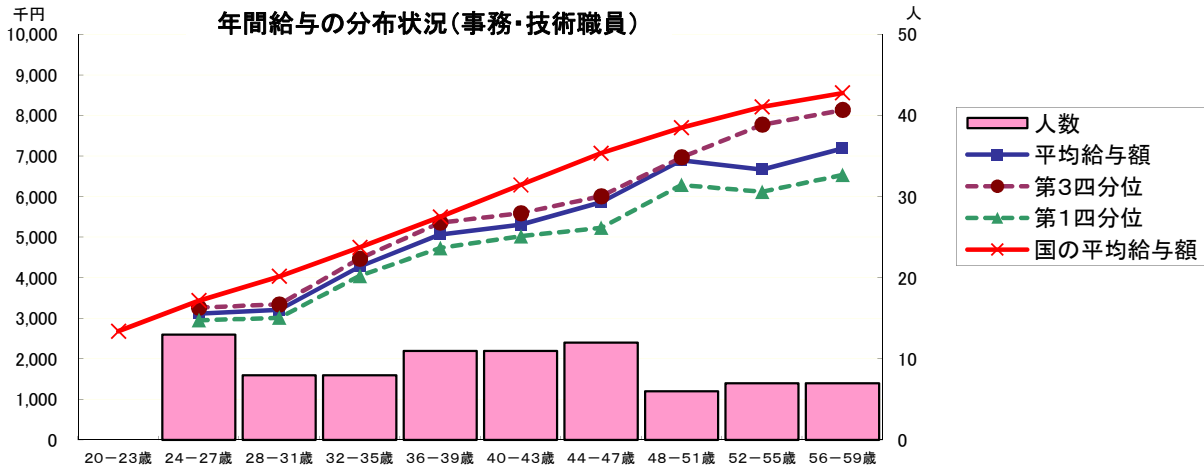
注:在外職員、任期付職員、再任用職員については該当者がいないため表の記載を省略した。

注:常勤職員の教育職員(外国人教師)、については、該当者が1名であるため、当該個人情報に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注:常勤職員の「技能・労務職種」とは、教務助手、調理師、用務員等である。

注:非常勤職員の事務・技術以外の職種については、該当者がいないため表の記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

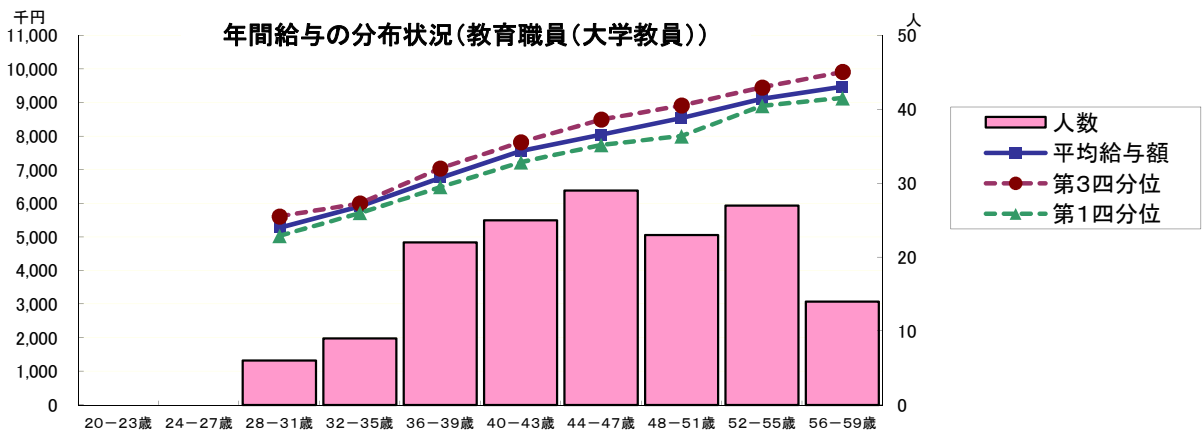
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円		千円	千円	
・次長	2		—	—	—	—	
・課長	7	53.4	6,970	8,258	7,664	8,258	
・副課長	12	49.4	6,013	6,495	6,247	6,495	
・主査	35	42.6	4,807	5,765	5,295	5,765	
・主任	4	36.8	—	—	4,477	—	
・一般職員	23	28.5	2,998	3,342	3,222	3,342	

注1:「副課長」には、副課長相当職である「室長」を含む。

注2:代表的職位の次長欄については該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注3:代表的職位の主任欄については該当者が4名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円		千円	千円	
・教授	102	52.5	8,499	9,540	9,024	9,540	
・准教授	68	40.6	6,334	7,468	6,889	7,468	
・講師	2		—	—	—	—	

注:代表的職位の講師欄については該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	局長	次長	次長 課長
人員 (割合)	83 人	() 人 (%)	() 人 (%)	() 人 (%)	(1.2%) 人	(7.2%) 人
年齢(最高 ～最低)		～ 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳	59～46 歳
所定内給与 年額(最高～ 最低)		～ 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円	7,219～5,557 千円
年間給与額 (最高～最低)		～ 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円	9,317～7,352 千円

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 室長・副課長	室長・副課長 主査	主査 主任	主任 一般職員	一般職員
人員 (割合)		4 人 (4.8%)	16 人 (19.3%)	31 人 (37.3%)	5 人 (6.0%)	20 人 (24.1%)
年齢(最高 ～最低)		59～49 歳	59～37 歳	53～32 歳	34～30 歳	46～24 歳
所定内給与 年額(最高～ 最低)		5,328～4,523 千円	5,147～4,021 千円	4,792～3,150 千円	3,432～2,530 千円	2,622～2,148 千円
年間給与額 (最高～最低)		6,970～6,123 千円	6,982～5,386 千円	6,306～4,143 千円	4,472～3,342 千円	3,453～2,838 千円

注:7級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	新助手
人員 (割合)	172 人	101 人 (58.7%)	65 人 (37.8%)	6 人 (3.5%)	() 人 (%)	() 人 (%)
年齢(最高 ～最低)		62～40 歳	61～31 歳	34～29 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給与 年額(最高～ 最低)		8,312～5,236 千円	6,124～3,989 千円	4,181～3,568 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与額 (最高～最低)		11,464～6,979 千円	8,256～5,367 千円	5,616～4,829 千円	～ 千円	～ 千円

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 67.5	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 32.5	% 34.2
	最高～最低	% 40.3～33.6	% 36.1～30.8	% 38.1～32.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.8	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.2	% 34.4
	最高～最低	% 40.8～32.4	% 38.1～30.1	% 38.0～31.4

(教育職員(大学職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 65.9	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 34.1	% 34.9
	最高～最低	% 39.6～33.2	% 37.7～31.1	% 38.2～32.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.1	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.9	% 34.1
	最高～最低	% 40.8～32.8	% 38.1～30.2	% 39.4～31.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

85.8
97.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

96.3

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	85.8	
	参考	地域勘案	93.8
		学歴勘案	85.0
		地域・学歴勘案	93.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 64.4% (国からの財政支出額 3,652百万円、支出予算の総額 5,670百万円：平成23年度予算) 【検証結果】 当法人においては、国の給与水準より低い給与水準であり、適正なものと判断した。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標

94.1

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,132,694	千円 3,164,009	千円 (%) △ 31,315 (△ 1.0)	千円 (%) △ 31,315 (△ 1.0)
退職手当支給額 (B)	千円 369,759	千円 377,901	千円 (%) △ 8,142 (△ 2.2)	千円 (%) △ 8,142 (△ 2.2)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 347,442	千円 325,336	千円 (%) 22,106 (6.8)	千円 (%) 22,106 (6.8)
福利厚生費 (D)	千円 425,720	千円 409,347	千円 (%) 16,373 (4.0)	千円 (%) 16,373 (4.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,275,615	千円 4,276,593	千円 (%) △ 978 (△ 0.0)	千円 (%) △ 978 (△ 0.0)

注:「非常勤役職員」においては、受託研究費その他外部資金等により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給額及び最広義人件費について

「給与、報酬等支給総額」は、人件費削減の取組として常勤の職員について人員の不補充を行ったことにより、対前年比1.0%の減少となった。

「最広義人件費」は対前年比0.0%と増減がなかったが、これは、「給与、報酬等支給総額」と「退職手当支給額」の減少が、「非常勤役職員等給与」と「福利厚生費」の増加により相殺されたことによるものである。

②「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組みについて

i) 中期目標:「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

ii) 中期計画:「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

iii) 人件費削減の取組の進捗状況(下記の表を参照)

【主務大臣の検証結果】

「平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。」

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,564,799	3,410,601	3,333,023	3,297,645	3,252,717	3,164,009	3,132,694
人件費削減率 (%)		△ 4.3	△ 6.5	△ 7.5	△ 8.8	△ 11.2	△ 12.1
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.3	△ 7.2	△ 8.2	△ 7.1	△ 8.0	△ 8.7

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下のとおり給与減額措置を講ずることとした。

・役員、職員とも平成24年7月から実施。